

令和4年11月8日

保護者様

広島市立白島小学校
校長 本家 太

インフルエンザによる出席停止及び再登校について

平素から、本校の教育につきまして、御理解と御協力を賜りましてありがとうございます。

インフルエンザに罹患した場合には、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の措置をとります。出席停止の期間中は、医師の指示に従って療養してください。

また、病状が回復し登校する際には、必ず医師からの指示に従うとともに、右の「インフルエンザに関する報告」に保護者の方が必要事項を記入し、再登校の際に学校へ提出してください。

※医療機関等が発行する治癒証明書等の提出は必要ありません。また、登校許可を取るための再受診も必要ありません。

【感染拡大防止のためのお願い】 (文部科学省事務連絡、広島市教育委員会通知より抜粋)

～新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も見据えた対策について～

- 1 引き続き、毎朝の「健康観察カード」への記録・提出をお願いします。
- 2 発熱に限らず、咽頭痛や咳、頭痛等、普段と異なる症状がある場合は登校を控え、自宅で休養してください。医療機関等で検査を行った場合、結果が分かるまでは登校を控えてください。
- 3 同居家族に発熱や咳等の未診断の風邪症状がみられる場合も、登校を控えてください。
- 4 マスク着用、咳エチケットや手洗い、3密を避ける等の対策は、他の感染症予防にも有効です。引き続き、徹底をお願いします。
- 5 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザと診断された場合は必ず学校へご連絡ください。「出席停止」の扱いとします。

【出席停止について】


○学校における感染症の拡大防止を目的とする措置です。

【感染症予防について】

- 1 手洗いを励行しましょう。
- 2 マスクの適切な着用
- 3 食事や睡眠などの生活習慣に気をつけ、体調を整えましょう。
- 4 換気を行いましょ。
- 5 部屋の湿度を適度に保ちましょう。

⇒ インフルエンザの出席停止期間

出席停止期間



発症した後5日を経過し、
かつ 解熱した後2日を経過するまで

※医師が感染のおそれがないと判断した場合は、これより早い時期でも登校可能

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症 (Sad face)	発症 (Sad face)	解熱 (Happy face)				登校 OK!	
発症 (Sad face)	発症 (Sad face)	発症 (Sad face)	解熱 (Happy face)			登校 OK!	
発症 (Sad face)	発症 (Sad face)	発症 (Sad face)	発症 (Sad face)	解熱 (Happy face)		登校 OK!	



〈参考〉 ※新型コロナウイルス感染症の療養期間(11/8時点)

- ・発症日を0日として、8日目に解除(発症日を0日として、7日間かつ症状軽快から24時間経過)。

※新型コロナウイルス感染症「濃厚接触者」の自宅待機期間

- ・最終接触日を0日として、5日間。

..... きりとり

【保護者記入】
学校長 様

インフルエンザに関する報告

次のとおり、医師から集団生活が可能との許可が出ましたので、報告します。

1 発症日: _____ 月 _____ 日 (発熱等の症状が出た日を記入してください。)

2 診断日: _____ 月 _____ 日

3 診断型: インフルエンザ A型 ・ B型 ・ 不明 (該当する項目に○を付けてください)

4 受診先医療機関名: _____

5 再登校についての医師の指示事項等 (指示がある場合に記入)

(_____)

6 上記5の医師の指示に基づき、_____ 月 _____ 日から登校させます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____
児童名 _____ 年 組 _____